

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の概要（詳細版）

1 取調べの録音・録画制度の導入

- 身柄拘束中の被疑者の取調べの全過程について、録音・録画を義務付ける
- 検察官は、公判で、供述調書の任意性が争われたときは、その調書を録取した際の録音・録画記録を証拠請求しなければならない



〔例外事由〕

- ・ 被疑者が拒否するなど、録音・録画の下では十分な供述をすることができないと認められるとき
- ・ 指定暴力団の構成員による犯罪に係る事件 など

〔対象事件〕

- ・ 裁判員制度対象事件，検察官独自捜査事件

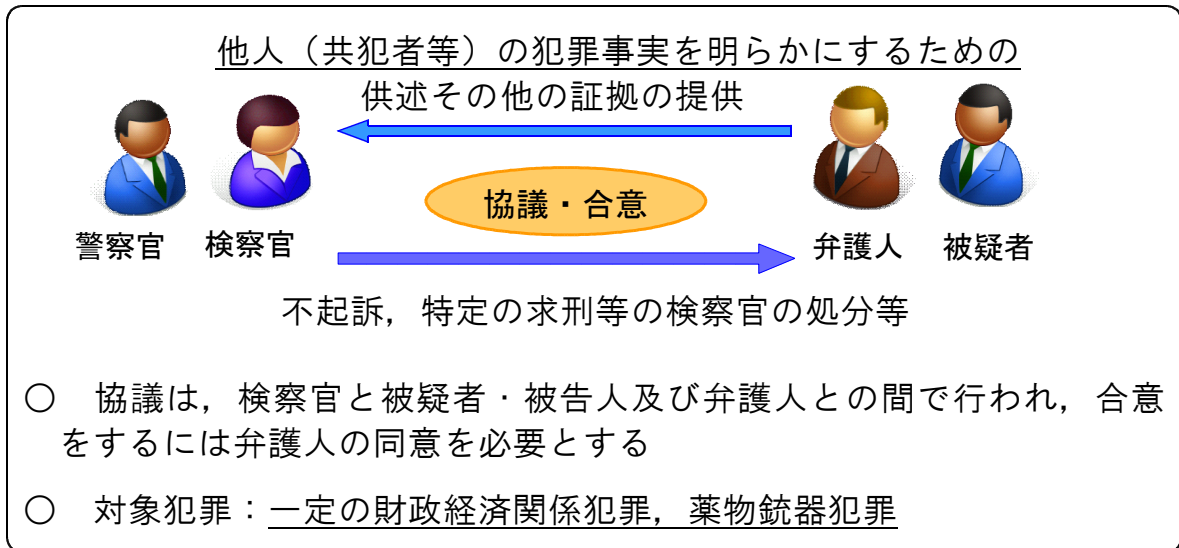
- 施行後3年経過後に、録音・録画の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとする

趣旨・POINT

- 趣旨
 - * 録音・録画の有用性（①捜査段階の供述の任意性等の立証・判断，②取調べの適正確保に資する）を活かすとともに、捜査に与える影響にも配慮した、バランスの取れた制度とする
- 検察等における実務上の運用方針をも併せ考慮し、制度としては、録音・録画の必要性が最も高いと考えられる類型の事件を対象とする
 - * 検察は、供述の任意性・信用性に争いが生じた場合に、録音・録画の記録媒体よって的確な立証ができるようにするため、平成26年10月から実務上の運用を拡大し、公判請求が見込まれる事件については、罪名を問わず、①身柄事件であって被疑者の供述が立証上重要である事件などの被疑者の取調べ，②被害者・参考人の供述が立証の中核となる事件などの被害者・参考人の取調べにおいても、取調べの録音・録画を積極的に実施することとしている
- 施行後3年経過後の検討は、制度の対象事件における施行状況だけでなく、それ以外の事件における録音・録画の実施状況をも踏まえて行うこととする

2 合意制度等の導入

(1) 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入



趣旨・POINT

- 趣旨
 - * 組織的な犯罪等の上位者・背後者の関与を含む全容の解明
 - * 取調べによる供述収集の困難化に対応
- 対象犯罪は，必要性が高く，国民の理解が得られやすい犯罪に限定
- 適正な運用の担保
 - ① 弁護士が協議・合意に一貫して関与することとされている
 - ② 合意に基づく供述が他人の裁判で用いられるとき，合意の内容自体も，他人及び他人の事件を審理する裁判所にオープンにされる
 - ③ 合意に基づき提供された供述については，裁判所はより一層慎重にその信用性を吟味することとなる。検察官としても，十分な裏付証拠のある供述だけを証拠とすることとなる
 - ④ 虚偽供述等をした場合の処罰規定が設けられている

(2) 刑事免責制度の導入

- 裁判所は，検察官の請求を受けて
 - ・ 証言及びそれに由来する証拠が証人に不利益な証拠とされないこと
がない（免責）
 - ・ 証人は自己に不利益な事項の証言を拒むことができない
との条件により，証人尋問を行うことができるものとする

趣旨

- 公判廷において，証言拒絶権を有する証人から，組織的な犯罪の上位者等に関する証言を得て，証言による犯罪事実の立証・解明を促進する

3 通信傍受の合理化・効率化

○ 対象犯罪の拡大

現行制度	+	新たな制度
<ul style="list-style-type: none">○ 薬物犯罪○ 銃器犯罪○ 集団密航○ 組織的殺人		<ul style="list-style-type: none">○ 殺傷犯関係（殺人，傷害，傷害致死，現住建造物等放火，爆発物使用）○ 逮捕・監禁，略取・誘拐関係○ 窃盗・強盗関係，詐欺・恐喝関係○ 児童ポルノ関係
<p>（要件）</p> <ul style="list-style-type: none">* 数人共謀* 補充性 等		<p>* 左の要件に加えて，<u>一定の組織要件（当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われたと疑うに足りる状況）</u>が必要</p>

○ 傍受の手続の合理化・効率化

現行制度	→	新たな制度
<ul style="list-style-type: none">○ <u>通信事業者による立会い・傍受原記録の封印が必要（通信事業者の負担も大）</u>		<ul style="list-style-type: none">○ 傍受した通信や傍受経過を自動的に記録し，これを即時に暗号化する装置を用いることで，立会い・封印を不要とする○ 通信内容を暗号化して一旦記録し，事後的に聴取することを可能とする

趣旨・POINT

- 趣旨
 - * 振り込め詐欺や組織窃盗，暴力団等による殺傷事犯など社会問題化している犯罪に対応する
 - * 諸外国と対比して実施件数がごく少数にとどまり（平成27年中の実施事件は10件），通信事業者や捜査機関の負担の大きい通信傍受の手続を合理化・効率化する
- 対象犯罪の拡大の趣旨に即した事件で傍受が行われるようにするため，新たに追加される対象犯罪については，従前どおり補充性の要件（他の方法では，犯人の特定や犯行状況等を明らかにすることが著しく困難であるとき）等も必要とするほか，一定の組織要件が加重される
- 傍受の適正は，技術的措置により担保される（不正の余地が物理的に排除されるとともに，傍受の経過等は全て事後的に検証可能となる）

4 裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化

- 刑事訴訟法第90条に、裁量保釈の判断に当たっての考慮事情を明記し、「裁判所は、保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる」と規定する

(参考) 現行の刑事訴訟法第90条

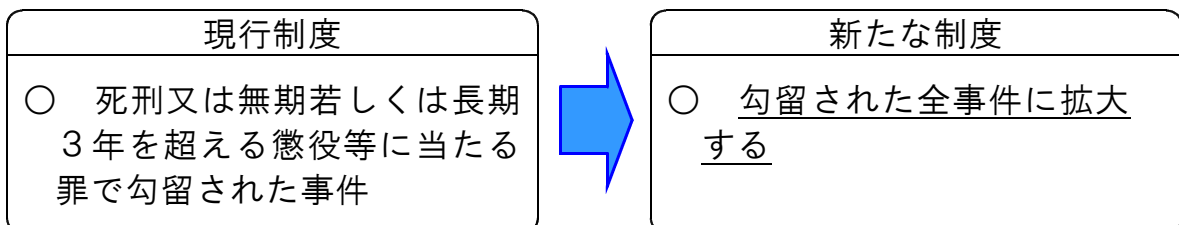
「裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる」

趣旨

- 現行法の解釈上定着している考慮事情を法律上明記することにより、身柄拘束に関する判断の在り方をより明確なものとする

5 弁護人による援助の充実化

(1) 被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大



趣旨

- 被疑者が勾留された全ての事件で国選弁護制度を利用でき、捜査段階で弁護人による十分な援助を受けられるようにする

(2) 弁護人の選任に係る事項の教示の拡充

- 司法警察員、検察官、裁判所又は裁判官が、被疑者又は被告人に弁護人選任権を告知するに当たり、「弁護士・弁護士法人・弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる」旨の教示をすることを新たに義務付ける

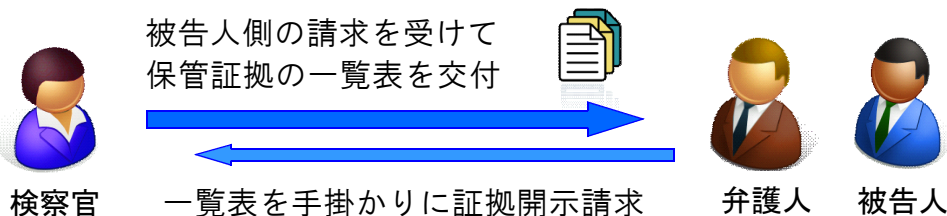
趣旨

- 弁護人選任権に関する手続保障をより十分なものとする

6 証拠開示制度の拡充

(1) 証拠の一覧表の交付手続の導入

- 公判前整理手続等が行われる事件では、検察官請求証拠の開示の後、被告人側から請求があったときは、検察官は、検察官が保管する証拠の一覧表を交付しなければならないものとする



趣旨・POINT

- 趣旨
 - * 現行の証拠開示制度を維持し、被告人側が、検察官が交付する一覧表を「手掛かり」として、同制度をよりの確に利用できるようにする
- 迅速に作成・交付できるよう、また、記載内容に関する争いが生じないように、一覧表の記載事項は、証拠の標目や作成年月日などとする

(2) 公判前整理手続の請求権の付与

- 被告人・弁護士及び検察官に、公判前整理手続の請求権を付与する

趣旨

- 証拠開示手続を含む公判前整理手続の活用 of 要否について、裁判所の職権だけでなく、当事者の請求に応じて判断するものとする

(3) 証拠開示の対象の拡大

- 類型証拠（要件を充たせば開示の対象となる類型的な証拠）に、次のものを追加する
 - ・ 共犯者の身柄拘束中の取調べについての取調べ状況報告書
 - ・ 検察官が証拠調請求した証拠物に係る差押調書・領置調書
 - ・ 検察官が類型証拠として開示すべき証拠物に係る差押調書・領置調書

7 犯罪被害者等・証人を保護するための措置

(1) ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

現行制度	新たな制度
<ul style="list-style-type: none">○ 証人の精神の平穩を著しく害するおそれがある場合等に、<u>同一の裁判所内のみでビデオリンク方式による証人尋問が可能</u>	<ul style="list-style-type: none">○ 証人が加害行為を受けるおそれのある場合等も対象とし、<u>別の裁判所に証人を在席させて、ビデオリンク方式による証人尋問を行うことを可能とする</u>

(2) 証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入

現行制度	新たな制度
<ul style="list-style-type: none">○ 証人の氏名・住居を弁護人・被告人に開示しなければならない○ <u>証人に加害行為等がなされるおそれがあっても、弁護人に配慮・秘匿を求めることができるにすぎない</u>	<ul style="list-style-type: none">○ 加害行為等のおそれがあり、防御に実質的な不利益がない場合に<ul style="list-style-type: none">① <u>証人の氏名・住居を被告人に知らせてはならないとの条件を付して弁護人に開示</u>② <u>特に必要な場合、弁護人にも知らせず、代替的な呼称や連絡先を開示</u>することを可能とする

趣旨・POINT

- 趣旨
 - * 証人等の安全を保護し、刑事裁判への協力による負担を緩和する
- 被告人側の防御に支障が生じないようにするため、この措置は、防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合にはとることができないこととされている（争いがある場合は、裁判所が裁定する）

(3) 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入

現行制度	新たな制度
<ul style="list-style-type: none">○ 裁判所において、<u>被害者の氏名等を公開の法廷で（傍聴人に）明らかにしない旨の決定</u>をすることが可能	<ul style="list-style-type: none">○ <u>被害者以外の証人等についても同様の決定</u>をすることを可能とする

8 証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ

現行制度	新たな制度
(1) 証人の不出頭の罪及び宣誓・証言拒絶の罪の法定刑の引上げ	
10万円以下の罰金	1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金
(2) 証人の勾引要件の緩和	
○ 証人を召喚し、これに応じないときは、証人を勾引することができる	○ 証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき又は <u>召喚に応じないおそれがあるときは</u> 、勾引することができることとする
(3) 犯人蔵匿等、証拠隠滅等の各罪の法定刑の引上げ	
(犯人蔵匿等及び証拠隠滅等) 2年以下の懲役又は 20万円以下の罰金 (証人等威迫) 1年以下の懲役又は 20万円以下の罰金 (組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等) 3年以下の懲役又は 20万円以下の罰金	(犯人蔵匿等及び証拠隠滅等) 3年以下の懲役又は 30万円以下の罰金 (証人等威迫) 2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金 (組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等) 5年以下の懲役又は 50万円以下の罰金

趣旨

- 司法妨害的行為へのより一層の厳正な対処を通じ、刑事司法制度の機能を担保する

9 自白事件の簡易迅速な処理のための措置

- 簡易な自白事件について、起訴時に即決裁判手続の申立てがされた後、被告人が否認に転じるなどしたために即決裁判手続によらないことになった場合に、公訴を取り消し、再捜査を行って再起訴できるようにする

趣旨

- 起訴後に捜査に戻る途を設けることで、起訴前の捜査の合理化を図る